

地域ぐるみ清掃

月 日 ()



道路・公園など、身近な場所をきれいにしましょう！

海洋ごみの多くは、まちの中で発生した生活ごみが、雨風によって水路や河川に流れ込み、海に流れ着いたものです。河川に流れる前に清掃することで、まちの美観を保つだけでなく、地球環境を守ることに繋がります。



福岡市環境シンボルキャラクター
「エコツパ」



令和6年度「福岡市あき缶・びん対策協会ポスターコンクール」
中学校の部 最優秀賞作品

★ごみ袋は、お住まいの区生活環境課・西部出張所で配布します。
(※ 配布枚数は100枚まで)

※ 清掃活動中に怪我をした場合は、福岡市の「市民活動保険」の適用がありますので、各区地域支援課へお問い合わせください。(自治会などの組織的な活動に限ります。)

地域ぐるみ清掃に関するお問合せ先

- 東区生活環境課
- 博多区生活環境課
- 中央区生活環境課
- 南区生活環境課
- 城南区生活環境課
- 早良区生活環境課
- 西区生活環境課
- 西区西部出張所 市民相談係
- 環境局 ごみ減量推進課

☎092-645-1061
☎092-419-1068
☎092-718-1091
☎092-559-5374
☎092-833-4086
☎092-833-4340
☎092-895-7050
☎092-806-9430
☎092-711-4039

FAX 092-632-8999
FAX 092-441-5603
FAX 092-718-1079
FAX 092-561-5360
FAX 092-822-4095
FAX 092-841-6687
FAX 092-882-2137
FAX 092-806-6811
FAX 092-711-4823

ごみの出し方とお願い

1 集めたごみは分別してください。

- (1) 燃えるごみ
- (2) 燃えないごみ
- (3) その他のごみ
 - ① 汚泥（水気を切って厚手の袋に入れる）
 - ② 木くず、せん定枝（袋に入らないときは長さ1 m程度に切りそろえ束ねる）

※ 注意事項

- 家庭や事業所のごみは出せません。一緒に出されているのを確認したときは収集しません。
- 野焼きは法律で禁止されています。草は燃えるごみの袋に入れてください。
- 割れたガラスびんや陶器、がれき、汚泥等は、麻袋等の厚手の袋で出してください。
- 屋外で拾ったペットボトルは燃えるごみ、びんは燃えないごみとして出してください。

家庭の粗大ごみや自転車、事業所のごみは出せません。
便乗の持出しは絶対にやめましょう！



2 ごみ袋は、お住いの区生活環境課（西区西部出張所は市民相談係）で配布します。 （※配布枚数には、1団体につき最大100枚の上限があります。）

3 ごみは、収集車が横付けできる場所に集めてください。

- (1) 燃えるごみ、燃えないごみ、その他のごみは、それぞれ違う車で収集します。まとめて収集はできません。
- (2) ごみの収集状況によっては、2～3日ほどお時間をいただきます。
- (3) 消火栓やマンホールがある場所は避けてください。

4 清掃する際の注意事項

- (1) 危険な場所への立ち入りや、草刈機の使用はできるだけ避け、けがのないよう十分に気をつけてください。
- (2) こまめに水分補給をするなど、熱中症対策に努めてください。
- (3) 清掃中、セアカゴケグモにご注意ください。発見した場合は、慌てずに絶対に素手で触らないでください。また、駆除する場合は、家庭用殺虫剤を吹きかけるか、踏み潰してください。
- (4) ご家庭から発生する粗大ごみや自転車などは排出しないでください。（※排出を確認した場合は収集しません。）

自治会長・町内会長 様

福岡市長 高島 宗一郎
(西区地域整備部生活環境課)
(環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課)

清掃月間行事「地域ぐるみ清掃」の実施について（ご案内）

時下、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市環境行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本市では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行日（9月24日）を記念し、9月を清掃月間と定め、9月～10月の期間で清潔で住み良い環境づくりを目指した「地域ぐるみ清掃」の実施を呼びかけています。この活動は、まちの清掃は美観を保つだけでなく、海洋プラスチックごみ対策にもつながる活動ですので、清掃活動へのご協力をお願いいたします。（清掃の実施を必ずお願いするものではありません。）

地域ぐるみ清掃実施にあたりましては、添付の実施の手引き等をご参照ください。

地域ぐるみ清掃の実施にあたって



- 参加を希望する場合は、清掃の日時や場所を、9月1日から10月31日の間で自治会・町内会でご都合に合わせて定めてください。
- 「『令和7年度 地域ぐるみ清掃』申込書」に必要事項をご記入のうえ、事前に区生活環境課へお申込みください。（ごみ袋の配布、清掃ごみの収集手配などに必要です）
- 実施される自治会・町内会へ地域ぐるみ清掃用のごみ袋を配布します。（配布枚数の上限は100枚です。）
- ご家庭から粗大ごみや自転車などの便乗ごみが出ないように注意喚起をお願いいたします。
- 「『令和7年度 地域ぐるみ清掃』実施の手引き」を参考にしてください。
- チラシにつきましては、必要に応じてご活用ください。

（1）添付書類

- ①「令和7年度 地域ぐるみ清掃」実施の手引き
- ②「令和7年度 地域ぐるみ清掃」参加申込書
- ③「令和7年度 地域ぐるみ清掃」チラシ

【提出先・問い合わせ先】

西区生活環境課 担当：坂本 土井 井崎

TEL 092-895-7050

FAX 092-882-2137

E-mail: seikatsukankyo.NW0@city.fukuoka.lg.jp

「令和7年度 地域ぐるみ清掃」実施の手引き

1 目的

福岡市では、清掃月間行事の一環として、清潔で住みよい生活環境づくりを推進するため、全市域において自治会・町内会へ「地域ぐるみ清掃」を呼びかけています。

2 日時

9月1日から10月31日までの期間で、自治会・町内会で定めてください。

3 清掃場所

清掃場所は、道路、公園など地域で共同利用している場所、河畔など地域の自然とのふれあいの場となっている場所や地域住民に親しまれ、利用されている場所を自治会・町内会で定めてください。

4 申し込み方法

参加を希望する場合は、「地域ぐるみ清掃申込書」に必要事項をご記入のうえ、事前にお申込みください。

※ごみ袋の配布、清掃ごみの収集手配に必要なため、必ず事前に提出してください。

※お申込みいただいた自治会・町内会へ、8月中旬頃からごみ袋を配布いたします。

【お申込み先】

お住まいの区役所生活環境課（西区西部出張所は市民相談係）

5 清掃ごみの取扱い

清掃ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ（金属類）、その他のごみに分別し、中身が確認できる袋に入れてください。

（1）ごみの収集は、原則として清掃日の翌日以降となります。

（2）破損したガラスびん、陶器や汚泥などは、厚手の麻袋などに入れてください。

（3）ごみ袋に入らない大きさのせん定枝は、切りそろえて紐で縛ってください。

（4）汚れたびんやペットボトルは、リサイクルに適さないため、びんは燃えないごみ、ペットボトルは燃えるごみに分別してください。

6 その他

- (1) 危険な場所への立ち入りや、草刈機の使用はできるだけ避け、けがのないよう十分に気をつけてください。
- (2) こまめな水分補給など、熱中症対策に努めてください。
- (3) 清掃中、セアカゴケグモにご注意ください。発見した場合は、慌てずに絶対に素手で触らないでください。また、駆除する場合は、家庭用殺虫剤を吹きかけるか、踏み潰してください。
- (4) ご家庭から発生する粗大ごみや自転車などは絶対に出さないでください。（※排出を確認した場合は収集しません。）
- (5) ごみの野焼きはしないでください。

7 問い合わせ先

東 区役所 生活環境課	電話 092-645-1061
博多区役所 生活環境課	電話 092-419-1068
中央区役所 生活環境課	電話 092-718-1091
南 区役所 生活環境課	電話 092-559-5374
城南区役所 生活環境課	電話 092-833-4086
早良区役所 生活環境課	電話 092-833-4340
西 区役所 生活環境課	電話 092-895-7050
西 区役所 西部出張所	電話 092-806-9430
環 境 局 ごみ減量推進課	電話 092-711-4039